

ります。

○猪俣委員 そうすると監督権は地方裁判所にあるわけですね。

○佐藤(憲)政府委員 その通りであります。

○猪俣委員 どうも執行吏のやり方についてわれ／＼の耳にもいろいろなことが伝わるのであります。この監督があまり十分行われておられないのではないかと。私も昨今あまりやっておりますが、昨今あまり／＼やむを得ざることで仮処分のことを執行吏に頼みましたが、四回ばかりその現場に待たせられておつて、その日は執行不能というようなことで、何もしないで帰るというようなことをやっております。その際に聞いたことは、ほまちを出さないといふとやめてくれぬ、あるいは車代とか弁当代といふものを出した方に先にまわつて、出さぬ方は今日はどうだめだといふので流してしまふということをやつておつて、私はそんな車代などといふものを出すことに気がつきませんでしたために、四回ばかり流されたことがあるのですが、さうなことについての監督がなはだ遺憾な点があると思つて、これは裁判所側でもけつこうですが、執行吏役場の改善について御意見を承りたいと思ひます。

○鈴木最高裁判所説明員 御質問のような事案があることは、とき／＼耳にいたしております。ただいま政府委員から説明がありましたように、執行吏の直接の監督機関は、その所属する地方裁判所が監督機関であります。その監督を実際に行うについては、裁判官会議の議を経て、裁判所長が監督を実施するわけなのであります。そのうら面からいひましても、従来の裁判所構成法時代の監督権と比べて、執行吏に監督が及ぶ速度が若干おそいといふような面も実際にはあるかもしれせん。しかし法制上は地方裁判所が執行吏に対する一般的な監督権を持つております。また具体的な事件について、ただいま猪俣委員から仰せられましたような事項が必ずしもなければ、裁判所の当該執行の事務を取扱つておるその部に、方法に関する異議の申立てをするといふようなことによつて、解決がつくのであります。けれども依頼者の方からいへば、そういう具体的な場合に、一々異議の申立てをし、あるいは一般的な監督権の発動を求めてやればよいとはいへない。そんなまどろっこしいことをしては、ちがひが明かぬといふ面もありましようし、裁判所の方でいたしましても、そういう事態の起らないように始終不斷に監督をしなければならぬので、監督をする方向に心がけておるわけでございます。けれども、往々にして今おつしやられたような遺憾な事案ができて来るわけでありま。これは一つには執行吏の職務といふものがあまり世人から歓迎されない職務であります。従つて学歴のある経験者が執行吏の職につくといふことは、期して得がたい点でありますから、一方において最高裁判所としては、執行吏の質を改善するといふことを常に心がけて、これについては各地方裁判所の執行係の判事に、執行吏の監督、教育をするようにといふことは不斷に言つております。それから中央におきましては民事局が主になりまして、在京の弁護士、裁判官、それから執行吏の実務に携わる者、こういう

もので会を組織して、どういふ点が執行吏の職務をとる上において欠陥があるかといふような点を研究してあります。これは研究しておるだけでなくて、近い将来に何とかして執行吏の資格をよくするといふこと、それから実際の職務をとる上において遺漏がないようにするといふことの手を、具体的に民事局あたりが中心になつて打とうとしております。

○猪俣委員 地方の裁判所におきましては、専門の執行吏といふものがなくて、事務官とか書記官だかが執行吏に早がわりをしてゐる点が多々あつて、非常によさ／＼かえておる面があります。が、さういふ裁判所の事務官と執行吏が両刀使いをやつてゐるようなところは、何箇所あるかといふ調査をなさり、なおまたそれらについては改善策を立てになつておるかどうか、一応承りたいと思ひます。

○鈴木最高裁判所説明員 直接の所管事項でありま。それから、ただいまの御質問についてはただちにお答えすることができませんので、これは調査の上にお答えいたしますことにしたいと思います。

○猪俣委員 それでは具体的に申しますと、この執行吏のやり方について、はなはだ不都合であると感ぜられた場合には、第一に地方裁判所長に対してそれを具申するといふことになりましようか。

○鈴木最高裁判所説明員 地方裁判所に対して、すなわち地方裁判所を代表する地方裁判所長に対して、その不服の点を申し立てて一般的な監督権の発動を促していただければけつこうです。

○猪俣委員 本案に返りますが、十一月十六日の朝日新聞によりますと、岡崎官房長官は、本法案は継続審議にしてよいと語つたと伝えられておるのであります。国会の職員もやはり特別職といふ形になるものであります。その国会職員の取扱ひも、今具体的にこのういふような法案なんかは出ておらぬのであります。が、そういうものともちがひ合はせまして、一体これは継続審議にしても裁判所側は別に不都合であるのかないのか、その点について……。

○佐藤(憲)政府委員 裁判所側のお答えを述べます前に、私から一言申し上げたいと思ひますが、御承知の通り、期限がはつきりきまつておることでもございまして、また実施のために、たくさんさんの裁判所規則を準備しなければならぬといふ事情もございまして、私どもの立場からいひますならば、明瞭に、今国会中に成立さしていただかなければ困るということをおし上げ得るものであります。またこれはおのずから明らかでございまして存じます。ただいまのお言葉にありました官房長官云々については、私も新聞記事で見ましたのであります。そういう発言があつたかどうか確かめておりませんが、おそらくそれは当時最初にきめられた会期を延長するかどうかという前日の話のように思ひますので、かりにこれだけが残つたからといつて、そのために会期の延長をお願いするまでのことではないといふやうな、あるいはは、その程度の気持ちで言われたのじやないか、これは推測であります。が、そういうことは別といたしまして、とにかく今国会に成立さしていただかないと非常に困るということは、はつきり

申し上げ得ると存するのであります。

○鐵冶委員 この法案について関連してお聞きしたいのは、特別職とはどういふものかといふことになると、われわれも今までははつきりしなかつたのですが、法制意見長官の御意見をひとつ聞かしていただきたい。

○佐藤(憲)政府委員 特別職と申しますのは、国家公務員法の二條であります。そこを列挙されておるものを申します。その中には上は国務大臣から下は進駐軍労働者まで、おのその特殊性において列挙されておるわけでございます。それらのものにつきましては、国家公務員法が全面的に適用にならない、たとえば国務大臣の例で申しますならば、国務大臣の職務関係、身分関係についての一般法といふものはございせん。俸給については、特別職の俸給に関する法律というやうなものがある程度ございまして、割合に法制上はルーズに扱われておるわけでございます。ただつけ加えて申しますと、国会職員あるいは裁判所職員についても同様でございますが、これらについては、国務大臣とは違ひまして、一般職からはずして特別職にしたからといつて、野放しにすることが適當でないことは當然であります。また法律の趣旨も、それらについてはその職務の特殊性に應じた、また適切な立法を予想して国家公務員法ができておると思ひますので、それに対する手当をここで法案として提案申し上げたといふことになるわけでありま。

○鐵冶委員 この公務員法の建前から申しますと、特別職と定めたものだけが特別職であつて、特別職と定められないものは一般職である、こういう

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○押谷委員長代理 御異議がなければ、これを許すことにいたします。
○鈴木最高裁判所説明員 鳥取地方裁判所の職員の請願については、そういう請願があるということを知りましたので、すぐに調査のため人事局から職員を現在派遣してあります。しかし、さいせん申し上げましたように地方裁判所の職員、ことに地方裁判所の職員の中で下級の者の任命権は、その地方裁判所が持つておりますので、最高裁判所の人事局としては資料が不十分でございますから、はたして請願の趣旨の通り、一般の地方裁判所に比して、鳥取の職員のみが特に給与が低い地位に置かれているかどうか、人事局としてはすぐにお答えができません。

いのであります。しかしただいま請を
の職員を派遣しておりますから、その
結果、はたして請願において主張され
ていような結果が現われるかいはな
か、現われた場合には、その原因はど
ういうところにあるかということをつ
分に研究調査いたしまして、それにつ
いての対策をとるつもりであります。

○押谷委員長代理 御質疑はござい
せんか。御質疑がなければ、本日の
請願日程中、第一、第二、第四ないし
第一三の請願は、これはいずれも採択
すべきものとし、議院において採決の
上、内閣に送付することを適当と認め
たいと存じますが、御異議ございませ
んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○押谷委員長代理 御異議がなければ、さよう決定いたします。

次に陳情書の審査に入りたいと存じ
ますが、本日の日程は、先日審査いた

請願に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

しました陳情書と同趣旨でありますので、政府の意見を求めることは省略し、日程第一、第四、第八はいずれも委員会においてこれを了承することとし、他はいずれも問題がありますので、その決定を延期することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○押谷委員長代理 御異議がなければさよう決定をいたします。

なお本日までに審査いたしました請願に関する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任を願いたいと存じます。

○押谷委員長代理 次に閉会中審査の件についてお諮りいたします。今会期も明日で終了いたしますことになつておりますので、閉会中、なお裁判所侮辱制裁法案、裁判所の司法行政に關する件、法務行政に關する件、檢察行政及び国内治安に關する件について審査をいたしたい旨議長に申し出たいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○猪俣委員 その中に刑事訴訟法の改正についても含まれるようになつておりますか。

○押谷委員長代理 法務行政で行けると思います。

○猪俣委員 それではよろしゅうございます。

○押谷委員長代理 御異議がなければさようとりはからいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十九分散会

〔参照〕

裁判所職員臨時措置法案（内閣提出、参議院送付）に關する報告書

昭和二十六年十二月三日印刷

昭和二十六年十二月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁